

## 令和5年度栃木県障害福祉サービス事業所コロナ対応支援事業費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 知事は、栃木県障害福祉サービス事業所コロナ対応支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、並びに栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、障害者施設等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練及び短期入所事業所並びに児童福祉法（昭和22年法律第66号）第7条に規定する障害児入所施設をいう。

### (目的)

第3条 障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービス等の提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。そのため、本事業は、障害者施設等が、新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合等において、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行ったとき、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。

### (補助金の対象事業者、対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の対象事業者、対象経費及び補助金額は、別添1及び別添2のとおりとする。なお、対象経費について、別添1は令和5年2月1日から令和5年5月7日まで、別添2は令和5年5月8日から令和6年1月31日までにそれぞれ発生した経費とする。

### (交付の申請及び実績報告)

第5条 この補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼実績報告書（様式第1号）及び添付書類を、速やかに提出するものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 知事は、申請者から前条の規定に基づく交付の申請及び実績報告があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、次条に規定する事項を条件に、交付の決定及び額の確定を行うものとし、その内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要領の規定に従うこと。
- (2) 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更が無い場合は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 申請者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 申請者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(軽微な変更)

第8条 前条第1項第2号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業を廃止すること。

(2) 事業費又は事業量の 20 パーセント以上の減少となる変更をすること。

(申請の取下げ)

第 9 条 規則第 8 条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から起算して 10 日以内とする。

(補助金の交付)

第 10 条 規則第 18 条に規定する補助金交付請求書は別添様式 (様式第 2 号) のとおりとする。

(是正のための措置)

第 11 条 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

(交付の決定の取消し)

第 12 条 知事は、規則第 17 条の規定に基づき、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 補助事業者が第 7 条第 2 項及び第 3 項に該当すると判明したときは前項の規定を準用する。

3 前項の規定は、規則第 16 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の経理)

第 14 条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、当該事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、当該補助事業の額の確定の日 (事業の中止又は廃止をした場合に

は、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要領は、令和5年10月30日から施行し、令和5年2月1日以降に要した経費を対象とする。

補助金の対象事業者、対象経費及び補助金額  
(新型コロナウイルス感染症の5類移行前)

1 対象事業者

障害者施設等において利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性となった場合に、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引き(令和3年5月31日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)を参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、障害者施設等を対象とする。

2 対象経費及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング(区域をわけ)の実施
- ③ コホーティング(隔離)の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

また、令和5年2月1日から令和5年5月7日までの間において、以下の(a)及び(b)の要件に該当する場合とする。

(a) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった障害者施設等であること。

(b) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した障害者施設等であること。

3 補助金額

施設内療養者一人あたり一日1万円、原則発症日から7日間を補助する。(一人あたり最大15万円を上限とする。)

4 その他

本補助金は、対象となる期間中に施設内療養を複数回実施した場合、それぞれの施設内療養に対して補助上限まで交付の申請ができるものとする。

## 【別添2】

### 補助金の対象事業者、対象経費及び補助金額 (新型コロナウイルス感染症の5類移行後)

#### 1 対象事業者

障害者施設等において利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性となった場合に、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引き(令和3年5月31日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)を参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、障害者施設等を対象とする。

#### 2 対象経費及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング(区域をわける)の実施
- ③ コホーティング(隔離)の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

また、令和5年5月8日から令和6年1月31日までの間において、以下の(a)及び(b)の要件に該当する場合とする。

(a) 利用者の入院を医療機関に依頼したが、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなった障害者施設等であること。

(b) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した障害者施設等であること。

※ 別添2でいう「施設内療養者」は、発症日から5日経過するまでの者とする。ただし、発症日から5日経過しても、症状軽快(解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること)後24時間を経過していないために、基本となる療養解除基準(発症日から5日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過)を満たさない者については、当該基準を満たすまで施設内療養者であるものとする。(発症日から起算して15日を上限とする。)

#### 3 補助金額

(1) 令和5年5月8日から同年9月30日まで

施設内療養者一人あたり一日1万円、原則発症日から5日間を補助する。(一人あたり最大15万円を上限とする。)

(2) 令和5年10月1日から令和6年1月31日まで

施設内療養者一人あたり一日5千円、原則発症日から5日間を補助する。(一人あたり最大7万5千円を上限とする。)

#### 4 その他

本補助金は、対象となる期間中に施設内療養を複数回実施した場合、それぞれの施設内療養に対して補助上限まで交付の申請ができるものとする。